

被 扶 養 者 認 定 提 出 書 類 一 覧 表

書 類 の 入 手 先		健保ホームページ		市区町村		就学先	現勤務先	前勤務先	税務署		金融機関	年金事務所	子の夫婦共同扶養の確認		備 考
状 況 (※1、※2、※3は欄外の説明を必ずご確認ください)		全員	16歳未満の子を除く全員	全員	学生を除く全員	学生	パート、アルバイト	2年以内退職 ※2	個人事業主 不動産収入 ※3	廃業	別居中	年金受給中	配偶者が 社会保険 加入中	配偶者が 国民健康保険 加入中	
提 出 書 類 ※公的書類の交付申請は 個人番号(マイナンバー)記載なしを指定		被扶養者異動届(追加)	被扶養者認定調書	世帯全員分の住民票(続柄記載必須) (外国人番号記載なし) 在留資格・在留期間記載必須	所得は証明書 または非課税証明書 (収入欄記載必須)	学生証 または在学証明書	給与明細書 または雇用契約書 または近3か月分の 雇用条件証明書	退職証明書等 ※2	確定申告書 および青色申告決算書 ※3	個人事業の廃業届出書	送金額を証明する書類 は不可	最新の年金額改定通知書	配偶者の源泉徴収票または給与明細書	配偶者の確定申告書	
被 保 険 者 と の 続 柄															
配偶者	無職・無収入	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	無職(申請日から遡って2年以内の退職者)	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	
	就労中	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	
子	16歳未満	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	・被保険者の配偶者が被扶養者でない場合、夫婦共同扶養の確認が必要 ・SCSKグループの被保険者である場合には、異動届の備考欄へ配偶者の記号番号を記入すること
	16歳以上の学生	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	
	16歳以上の学生以外	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
父母・祖父母 (血族)	無職・無収入	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・認定対象者と同居している者の所得証明書または課税証明書が必要 (ホームページ:提出書類一覧チャート参照) ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の所得証明書または課税証明書が必要
	無職(申請日から遡って2年以内の退職者)	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	
	就労中	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	
兄弟姉妹孫 (血族)	16歳未満	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者の所得証明書または課税証明書が必要 (ホームページ:提出書類一覧チャート参照) ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	
	16歳以上の学生以外	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	
上記以外の 親族 (同居が必須)	16歳未満	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者の所得証明書または課税証明書が必要 (ホームページ:提出書類一覧チャート参照) ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調書に明記
	16歳以上の学生	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
	16歳以上の学生以外	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	

※1 被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱う。この場合、認定対象者が「配偶者または子以外の者」であるときは、被保険者の配偶者または子と同居していることが必要
子が通学のため親元を離れて下宿等している場合は、同居として扱う

※2 退職証明について
申請日から遡って2年以内の退職者の提出書類は次のとおり

	提出書類
(1) 雇用保険未加入	退職証明書
(2) 失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証
(3) 失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(日額が基準内であること)

※3 (1) 自営業を新規に開業した(または開業したが、未だ確定申告に至っていない)場合は、開業届および事業計画書を提出
(2) 自営業を廃業した場合は、廃業届を提出
(3) 認定対象者が自営業の場合、その収入とは『総収入－直接的必要経費』とする。直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用(仕入原価、材料費、加工等外注費)を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない

・住民票など各証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
・提出書類だけで生計維持関係の確認が困難な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。
・退職証明書とは、離職票、退職証明書、退職時の源泉徴収票、(公務員)辞令などを指します。